

構成

1. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

1. 1 新型インフルエンザ等対策の目的 →有識者会議検討事項
1. 2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点について
→有識者会議検討事項
1. 3 基本的人権の尊重について →有識者会議検討事項
1. 4 基本的対処方針等諮問委員会の活用について
→有識者会議検討事項
1. 5 新型インフルエンザ等対策を行う関係機関相互の連携体制
→有識者会議検討事項
1. 6 新型インフルエンザ発生時の被害想定について
→医療・公衆衛生に関する分科会検討事項

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会情勢について →**別紙1****3. 指定（地方）公共機関について** →**別紙2**

4. 国民への情報提供について →有識者会議検討事項

4. 1 平時における国民への情報提供
4. 2 発生時における国民への情報提供
4. 3 個人情報の取扱いについて

5. 医療体制の確保について →医療・公衆衛生に関する分科会検討事項

5. 1 発生時における医療体制の維持・確保について
5. 2 臨時の医療施設について
5. 3 医療関係者に対する要請・指示、補償について
5. 4 抗インフルエンザウイルス薬等

6. 新型インフルエンザ等緊急事態について →有識者会議検討事項

6. 1 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の政令要件について
6. 2 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の要件について
6. 3 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間・区域・概要について

7. 感染防止の協力要請について →有識者会議検討事項

- 7. 1 不要不急の外出自粛等の要請について
- 7. 2 施設の使用制限等の要請等について
- 8. 予防接種・特定接種について
 - 8. 1 特定接種
 - (1) 特定接種の対象者について → **別紙3**
 - (2) 特定接種の登録方法等について → 医療に関する分科会検討事項
 - 8. 2 住民に対する予防接種 → 医療・公衆衛生に関する分科会検討事項
 - 8. 3 ワクチンについて → 医療に関する分科会検討事項
- 9. その他
 - 9. 1 インフルエンザサーベイランスについて
→ 医療に関する分科会検討事項
 - 9. 2 水際対策について → 医療に関する分科会検討事項
 - 9. 3 在留邦人への対応 → 有識者会議検討事項
 - 9. 4 発生国からの航空機・船舶等の運航制限要請等
→ 有識者会議検討事項
 - 9. 5 国内発生初期における現地対応 → 有識者会議検討事項
 - 9. 6 社会的弱者への支援について → 医療に関する分科会検討事項
 - 9. 7 新型インフルエンザ等発生時の埋葬及び火葬について
→ 医療に関する分科会検討事項

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会情勢について

(第7回社会機能分科会 資料2P1を基に作成)

- 新型インフルエンザ等による社会への影響は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから甚大なものまで様々な場合があり得る¹。

- 過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とした場合、医療機関を受診する患者数（上限値）は、約2,500万人²となると推計されることをはじめ、以下のような流行規模が一つの例として想定される。
 - ・ 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
 - ・ ピーク時（約2週間³）に従業員が発症して欠勤する割合は5%以内程度⁴と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、寧ろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者が多数いることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

(第3回社会機能分科会 資料2P2、3を基に作成)

- このような状況において想定される社会状況は、医療サービスについては、爆発的に需要が増え、医療機関における業務資源（医療従事者、医薬品、資器材、ベッド等）が大きく不足するなど、以下のように想定され、また、主要な業界等においては、このような社会状況を想定した対策と目標を掲げている。

¹ インフルエンザ（H1N1）2009の全国の推計受診患者数は2,077万人で全人口の16.3%であったが、若い世代で受診率が高く、世代別の推計受診者の年齢階級別人口に占める割合は、5～9才で90%、10～14才で80%であった。（2009年28週から2010年32週までの累計）

² 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。

³ アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されている。

National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council May 2006)
The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector

⁴ 2009年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に罹患した者は国民の約1%（推定）

	国内発生～まん延期に想定される状況（「新型インフルエンザ対策ガイドライン（参考1）（平成21年2月17日）」における想定）	各業界における対策と目標 （各業界のガイドライン及び企業の業務継続計画）
医療・公衆衛生	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の医療機関は、新型インフルエンザへの業務資源の重点的投入のため、診療科目を限定 ○爆発的に需要が増え、医療機関における業務資源（医療従事者、医薬品、資器材、ベッド等）が不足する 	<ul style="list-style-type: none"> ○発生段階に応じて、感染拡大防止効果等を勘案して対策を講じることとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・〔地域発生早期まで〕帰国者・接触者外来における新型インフルエンザ等患者の診療 ⇒〔地域感染期以降〕一般の医療機関による診療（帰国者・接触者外来の原則中止） ・〔地域発生早期まで〕全ての新型インフルエンザ等患者の入院治療 <ul style="list-style-type: none"> ・〔地域感染期以降〕新型インフルエンザ等患者のうち、重症者のみ入院治療、電話再診患者のファクシミリ処方の実施 <p>資料：厚生労働省専門会議の医療ガイドライン意見書より抜粋</p>
電気	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止の観点から、一部業務を縮小・延期 ○保守・運用の従業員不足により地域的・一時的に停電等が生じるおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員の40%が約2週間欠勤することを想定し、優先業務として①電気の安定供給に必要なもの、②会社機能維持のため必要なもの、③法令遵守しなければならないもの、などを継続する方針としている。 ○優先業務を継続するために、国内感染期に優先業務以外（一部のイベントや緊急性の低い業務）の縮小・延期を検討している。 <p>資料：電気事業者の行動計画等より抜粋</p>
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員不足により、運行本数が減少 ○外出自粛・通勤手段の変更により、公共交通機関への需要が大幅減少 	<p>「事業者における新型インフルエンザ事業継続計画策定の手引き」（平成22年3月 国土交通省危機管理室）及び関連調査によれば</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通に関わる事業者は「まん延期でも、極力運行を維持する」こととしているが、乗務員の休業率に応じた減便ダイヤを定めており、40%の欠勤では半減等相当の減便になることを想定しておく必要がある。 ○国土交通省作成の「事業者における新型インフルエンザ事業継続計画策定の手引き」では、政府の対策見直しに併せてBCPを変更する必要性の有無をチェックする際の留意点の一つとしてワクチン接種方針が示されている。
金融	<ul style="list-style-type: none"> ○ATMへの現金流通が滞り、一時的にサービス中断 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員の最大欠勤率40%で継続必要業務・実施可能業務を精査。 継続必要業務は、優先店舗（その他店舗は閉鎖）での①現金供給（預貯金等の払戻し）、②

		資金の決済（振込、送金、口座振替、手形・小切手の取立）、③資金の融通（融資）、④証券の決済、⑤金融事業者間取引を前提に、業務内容、地域性等を踏まえ各金融機関で判断。
物流（貨物運送、倉庫等）	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動休止・稼働率低下により、物流量が減少 ○中小事業者は休業する可能性 ○従業員不足による集配の遅延、サービスの中断 ○宅配、通信販売等に対する需要が大幅に増加 	○国土交通省行動計画においては、新型インフルエンザへの対応として必要な場合には、地方公共団体と連携し、運送事業者に対して、医薬品、食料品等の緊急物資の運送を要請することとされている。
食料品・生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の買い占めにより食料品・生活必需品が不足 ○食料品等の製造・輸入量が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ○自社や取引先の従業員の40%程度が8週間にわたり欠勤することを想定し、リスク分析を行うことを推奨。 ○重要業務継続のための措置（嗜好性食品製造、研究開発等の業務縮減）を実施。 <p>資料：平成21年6月 農林水産省「～新型インフルエンザ対策～食品産業事業者等のための事業継続計画（簡易版）の策定及び取組の手引き」より一部抜粋 <参考：行政及び国民が想定される状況に対して取る対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特措法59条（生活関連物資の価格の安定等） ○家庭用食料品の備蓄

- 新型インフルエンザ等への感染防止対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療サービス以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療サービスを組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療サービス以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果を期待するものであり、全ての事業者が職場における感染予防に取り組むとともに、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むとともに、出張や会議などの対面による打ち合わせを避け、電話会議やテレビ会議を利用する、在宅勤務、時差出勤を実施する等により、可能な範囲で感染拡大を防止する対策を実施することについて積極的に検討することが望まれる。

- 一方で、このような社会情勢であることを踏まえ、事業者の従業員の罹患等により、一時期、サービス水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることが重要である。

3. 指定（地方）公共機関

（第5回社会機能分科会 資料1を基に作成）

- 新型インフルエンザ等対策は、政府行動計画及び基本的対処方針の下に、基本的には、国、都道府県及び市町村において実施すべきものであるが、その実施すべき事項は多岐にわたっており、行政が必要なすべての資源、機能を常に自ら用意することは困難である。このため、医薬品又は医療機器の製造又は販売や電気、ガス、運輸、通信などの公益性のある事業を行う法人について、その社会的責務も踏まえ、他の事業者とは異なり、危機時においてその本来的な業務を通じて特別の責務を担っていただく必要がある。このため、災害対策基本法などと同様に、指定公共機関制度を設け、新型インフルエンザ等が発生したときは、指定（地方）公共機関の実施する対策が、国及び地方公共団体の対策と調和し、適切かつ効果的に行われることを期待するものである。

- 指定（地方）公共機関は、特措法第3条において、国、地方公共団体と並んで、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を課されている。また、平時には、発生時の措置の実施に備えて、業務計画の作成、備蓄等の義務を負うこととなっており、発生時には、政府対策本部長（都道府県対策本部長）の総合調整・指示を受けることとなる。このため、指定（地方）公共機関は、一般の事業者や国民と異なる非常に高い公益性が認められ、それゆえに、行政に対し労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

- 指定公共機関の指定に当たっては、特措法に定める要件に該当することはもちろんのこと、特措法に定める個別の事業ごとに期待する具体的な措置との関連性、危機時においても当該措置を継続することができるための事業規模など、通則的な指定基準を、同様の制度を設けている国民保護法等も参考に、以下の通り設けることが適当である。

<通則的な指定基準>

指定公共機関の対象とする法人は、その業務の公益性や新型インフルエンザ等対策のための措置との関連性を以下の基準に基づき、総合的に判断して指定する。

- ① 特措法第2条第6号の要件（公共的機関・公益的事業を営む法人）に該当すること。

- ② 当該法人の行う業務が、指定公共機関が実施する措置として想定されるものとの関連性が保たれていること。
- ③ 当該法人の業務地域が広域にわたること。
 - ※ 基本的には全国の見地から指定することを想定している指定公共機関の性格を踏まえ、指定地方公共機関との役割分担上、少なくとも、当該法人の業務の影響が及ぼされる地域が2以上の都道府県にまたがることとする。(北海道、沖縄県は別途考慮)
- ④ 当該法人が民間企業である場合には、その事業の規模が相当の規模と認められること。
 - ※ 同一業種の事業者間での整合が図られるよう、事業規模が同程度の事業者については、当該事業者の意向を尊重しつつも、ばらつきが生じないよう指定。
- ⑤ 当該法人が措置を確実に実施することができるものと認められること。
 - ※ 従業員数、業務用の施設・設備、経営状況等により確実に実施できるかどうか確認する。
- 以上のような通則的な指定基準に基づき、個別の事業ごとに期待する具体的な措置を踏まえ、詳細な事業ごとの具体的な基準を設けることが適当である。
 - この事業ごとの基準については、国民保護法等を踏まえると、以下の3通りの考え方に分類ができる。
 - (1) 期待される措置が国民保護法等と同一である場合には、国民保護法等と同様の基準を設けるべきであること。
 - (2) 期待される措置が国民保護法等と一部違いがある場合には、新型インフルエンザ等対策の特性を踏まえた基準に修正し、基準を設けるべきであること。
 - (3) 期待される措置が国民保護法等とは異なり、新型インフルエンザ等対策特有のものである場合には、新型インフルエンザ等対策の特性を踏まえた基準を新たに設けるべきであること。
- (1) 期待される措置が国民保護法等と同一である事業については、以下の通り指定基準を設けることが適当である。

イ) 電気通信事業者の指定の考え方

(求められる措置)

特措法第 53 条第 2 項に基づき、電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者をいう。）である指定公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

(基準)

- ① 通信及びその優先的取り扱いを確保できること。
(一定程度の伝送路設備（電気通信回線設備）を自ら設置する固定電話会社及び携帯電話会社)
- ② 地域ブロックの相当範囲で電気通信役務を提供する事業者であること。
(全国規模で電気通信役務を提供する事業者)
- ③ 電気通信事業者の中で一定の事業規模を有していること。
(固定電話会社、携帯電話会社は総加入者数のおおむね 10%程度以上の加入者を有すること)

ロ) 電気事業者の指定の考え方

(求められる措置)

特措法第 52 条第 1 項に基づき、電気事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者をいう。）である指定公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(基準)

相当数の需要者に電気を供給する義務を履行する事業者であること。

通常業務として、供給区域において電気を供給する法的義務を負う一般電気事業者、及び一般電気事業者を相手方としてその供給電力を補完する電力を供給する法的義務を負う卸電気事業者のうち国が政策的に供給需要を満たすよう設立した事業者)

ハ) ガス事業者の指定の考え方

(求められる措置)

特措法第 52 条第 1 項に基づき、ガス事業者（ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 11 項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共

機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(基準)

- ① ガスを広域の供給区域で相当数の需要家に供給する事業者であること。
- ② 複数の都道府県でガスを供給する事業者であること。
- ③ ガス事業者の中で一定の事業規模を有していること。
(需要家数(取り付けガスメーター数)を基準として、家庭用需要家数がおおむね 100 万個以上)

二) その他

- ・ 特措法第 61 条に基づき、日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならないこととされているため、日本銀行を指定する。
- ・ 特措法第 53 条第 3 項に基づき、郵便事業を営む者及び一般信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者をいう。)である指定公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならないこととされているため、日本郵便株式会社を指定する。

- (2) 期待される措置が国民保護法等と違いがある公益的事業については、新型インフルエンザ等対策の特性を踏まえ、以下の通り指定基準を設けることが適当である。

イ) 鉄道事業者：旅客及び貨物の適切な運送、緊急物資の運送

(求められる措置)

特措法第 53 条第 1 項に基づき、運送事業者である指定公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。また、特措法第 54 条に基づき、指定行政機関の長又は特定都

道府県知事が新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときに、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な食料・燃料・医薬品等の運送の要請・指示を受けることとされている。

(基準)

- ① 複数の都道府県の住民の相当数を運送する路線を運行すること。
(年間輸送人員がおおむね1億人以上であること)
- ② 食料、医薬品、燃料等の緊急物資の輸送に関して、相当数の貨物を運送できること。
(全国的規模で貨物運送事業を営む事業者であること)

ロ) 航空事業者：在外邦人の帰国支援

(求められる措置)

政府行動計画に基づき、帰国を希望する在外邦人について、可能な限り定期航空便等の運航が行われている間の帰国が図られるよう、増便も含めた対応の依頼等を受けることとされている。

(基準)

- ① 相当数の旅客を運送できること。
- ② 国際路線をジェット航空機で運航している事業者であること。
(ジェット航空機は、旅客を運送する航空機にあっては座席が100席超のもの)

ハ) 貨物自動車運送事業者(トラック事業者)：緊急物資の運送

(求められる措置)

特措法第53条第1項に基づき、運送事業者である指定公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。

(基準)

- ① 食料、医薬品、燃料等の緊急物資の輸送に関して、相当数の貨物を幹線輸送として運送できること。
- ② おおむね全国的な規模で事業を営んでいる事業者であること。(複数の地域ブロックに相当数の事業所を有していること)
- ③ トラック事業者の中で一定の事業規模を有していること。
(広域的な貨物の運送に供することのできるトラックを概ね10000台以上保有)

二) 内航船舶運航事業者 : 緊急物資の運送

(求められる措置)

特措法第 53 条第 1 項に基づき、運送事業者である指定公共機関は、新型コロナウイルス等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。

(基準)

- ① 食料、医薬品、燃料等の緊急物資の輸送に関して、広域的に運送できること。
- ② 地域ブロックの相当範囲を運行する事業者であること。
(3 以上の都道府県内の港湾に寄港する片道の航路距離が 300 km 以上の定期航路を運航している事業者)
- ③ 内航海運業者の中で一定の事業規模を有していること。
(総トン数が 1000 トン超の一般貨物を運送する RORO 船(長距離フェリーを含む。)又は総トン数が 3000 トン超の油槽船並びにそれらに準ずる輸送能力を有するコンテナ船を 3 隻以上運航している事業者)

※ なお、旅客の運送を行う旅客船事業者(旅客船フェリー事業者)としては、その多くは感染拡大へ配慮するほどの混雑度は認められないため指定しないことが適当である。

ホ) 外航海運業事業者 : 緊急物資の運送

(求められる措置)

特措法第 53 条第 1 項に基づき、運送事業者である指定公共機関は、新型コロナウイルス等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。

(基準)

- ① 本邦と海外との間で相当数の食料、医薬品、燃料等の緊急物資を運送できること。
- ② 外航海運業者の中で一定の事業規模を有していること。(総トン数が 2000 トン超の国際船舶を 3 隻以上運航する事業者)

へ) 放送事業者

政府行動計画に基づき、政府は国民に対し、できる限り迅速に情報提供を行うこととされているため、速報性のある媒体であるテレビ・ラジオ放

送事業を日本全国において行う日本放送協会を指定することとする。

ト) 公共的施設の管理者

検疫法及び特措法第 29 条第 1 項に基づき、特定検疫港等における検疫の実施のため、協力を求めることが想定される空港管理者について指定する。

※ なお、道路管理者、河川管理施設は、新型インフルエンザ等発生時に想定される措置がないため、指定しない。

- なお、旅客自動車運送事業者（バス事業者）について、業務地域が広域に渡る高速バスは、運送量も大きくなく、乗客が着席しており、感染拡大への配慮の必要性が低いため国の指定公共機関とはしないことが適当である。
- (3) 期待される措置が国民保護法等とは異なり、新型インフルエンザ等対策特有のものである事業については、新型インフルエンザ等対策の特性を踏まえ、以下の通り指定基準を設けることが適当である。

イ) 医療関係機関

(求められる措置)

特措法第 47 条に基づき、病院その他の医療機関である指定公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(基準)

- ① 医療の全国的・安定的な提供に寄与すること。
※ 日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構等
- ② 医療関係者による全国的な団体であること。

ロ) 医薬品等製造販売業者、医薬品等製造業者、医薬品等販売業者

(求められる措置)

特措法第 47 条に基づき、医薬品等製造販売業者（薬事法第 12 条第 1 項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第 13 条第 1 項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。）、若しくは医薬品等販売業者（同法第 24 条第 1 項の医薬品の販売業又は同法第 39 条第 1 項の高度管理医療機器等（同項に規定する高度管理医療機器等をいう。）の販売業の許可を受けた者をいう。）である指定公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医薬品又は医療機器の製造又は販売を確保するため必要な

措置を講じなければならない。

(基準)

- ① 医薬品の製造販売業者については、抗インフルエンザウイルス薬、ワクチンの全国的・安定的な供給が可能であることとし、指定対象は以下のとおりとする。

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬

抗インフルエンザウイルス薬の製造販売業者（薬事法に基づく製造販売承認を受け、品質保証、継続供給等の責務を有する製造販売業者）であること。

- ・ ワクチン

新型インフルエンザ発生時において、国の指示の下、新型インフルエンザワクチンを生産し、日本国内に供給する義務等を有する製造販売業者であること。

- ② 医療機器の製造販売業者については、注射器、シリンジ等の全国的・安定的な供給が可能であることとし、指定対象は以下のとおりとする。

- ・ 注射針、シリンジ等

注射針、シリンジ等の製造販売業者であること。

- ③ 医薬品・医療機器卸業者については、医薬品・医療機器等の全国的・安定的な配送が可能であることとし、医薬品卸業者の全国的な団体を指定することとする。

○ 上記基準を踏まえ、基準に見合う事業者の意向を尊重しつつ、個別具体的に、指定公共機関として指定することが適当である。

○ なお、都道府県知事による指定地方公共機関の指定については、国における指定公共機関の指定基準を参照しつつ、地域的な特殊性も踏まえながら、都道府県と相談の上、ガイドラインのようなものを作成していくことが適当である。路線バス事業者は、乗車率が高く感染拡大への配慮の必要性がある場合に、指定地方公共機関として指定することを検討。また、医療関係機関における指定地方公共機関の考え方は以下のとおりとする。

- ① 感染症対応に専門的な知見及び施設をもつ感染症指定医療機関（特定、第一種、第二種）

- ② 相当数の入院病床があり、救命対応が可能な医療機器等が整備されている。

- ③ 個別の医療機関の他に、全ての医療機関が新型インフルエンザ等の診療に関わる可能性があるという観点から、国民保護法等でも指

定されている医療関係者による団体の指定も想定される。

8. 予防接種・特定接種について

8. 1 特定接種

(1) 特定接種の制度概要について

(第1回社会機能分科会 資料4-1P9を基に作成)

- 特定接種とは、特措法第28条に基づき、政府対策本部長が「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき」に、住民に先んじて、臨時に行われる予防接種であり、その対象者は、①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

(2) 特定接種対象者の基本的な考え方

(第7回社会機能分科会 資料2P5を基に作成)

- 特定接種は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の事業継続を支援する手段の1つであり、医療提供、公衆衛生的対策、重要業務への重点化等、サプライチェーン関係事業者間の連携など複数の対策を総合的・効果的に組み合わせて、バランスのとれた戦略を構築することが必要である。
- 特定接種による欠勤者減少効果は大きくないが（家族の看病や不安による欠勤のほうが多く想定されるため）、業務継続を支援する手段の一つである。一方で、新型インフルエンザ等緊急事態時において優先的に接種すべき要因のある住民の予防接種の緊急性を踏まえれば、特定接種対象者の総数は、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。特定接種の総数の水準によっては、事業継続のための他のツールをより強化するとともに、国民には登録事業者によるサービス提供の低下を受忍することが求められる。

(第1回社会機能分科会 資料4-1P7を基に作成)

- 特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエン

ザ等感染症であっても有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

- 特定接種対象者は、国民に先んじて、有効性のあるワクチンを接種する者であるため、接種に用いるワクチンの別に関わらず、特定接種対象者の範囲は、国民が十分理解できるものでなければならない。

(第7回社会機能分科会 資料2P1を基に作成)

- また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、事業者の従業員の罹患等により、一時期、サービス基準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることが重要である。それでもなお、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、」住民への接種よりも先に接種することが必要とされる者に対して、特定接種を実施することが適当である。

(第2回社会機能分科会 資料2P2を基に作成)

(参考) 新型インフルエンザワクチンについて

- 厚生労働省では、プレパンデミックワクチンの備蓄を進めるとともに、ワクチンの製造体制の強化を行っている。

パンデミックワクチンは実際に発生した新型インフルエンザ等感染症のウイルスの株を使って製造するワクチンであり、効果が期待されるため、全国民分を確保することとなるが、新型インフルエンザ等感染症が発生した後でないと製造を開始することができない。また、鶏卵により製造する現在の技術では、全国民分のワクチンを製造するのに初回出荷後1年半程度かかることが見込まれている。

このため、政府は、細胞培養技術等の研究開発等を進め、細胞培養法による生産体制を整備し、ワクチンを初回出荷後6か月以内に全国民分のワクチンを国内で供給できる体制を整えることとしている。また、国内の製造体制が整うまでの対応として、輸入ワクチンにより必要なワクチンが確保できるようあらかじめ措置している。

- 一方、プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生前に、現在は、鳥インフルエンザウイルス(H5N1)の株を使って製造・備蓄しているものである。これは、パンデミックワクチンについて、製造に時間的制約があることを踏まえ、プレパンデミックワクチンであっても第1波には必ずしも間に合うとは言えず、また発生する新型インフルエンザウイルスの亜型がプレパンデミックワクチンと合致する保証はないものの、パンデミック

ワクチンより2、3か月ほど初回出荷を早めることができるため、対策の一つとして用意しているものである。現在、基本的に1株当たり約1,000万人分を備蓄している。

(第7回社会機能分科会 資料2P2を基に作成)

(参考) ワクチンに期待する効果

- 季節性のインフルエンザワクチンの効果は次のようなものが確認されており⁵、新型インフルエンザワクチンに関しても同様の効果が期待される。
 - ・ 感染防止効果：なし
インフルエンザにかかる時はインフルエンザウイルスが口や鼻から体の中に入ってくることから始まる。体の中に入ったウイルスは次に細胞に侵入して増殖する。この状態を「感染」というが、ワクチンはこれを抑える働きはない。
 - ・ 発症防止効果：45%
ウイルスが増えると、数日の潜伏期間を経て、発熱やのどの痛みなどのインフルエンザの症状起きる。この状態を「発症」という。ワクチンには、この発症を抑える効果が一定程度認められている。
 - ・ 重症化防止効果：80%
発症後、多くの方は1週間程度で回復するが、なかには肺炎や脳症などの重い合併症が現れ、入院治療を必要とする方や死亡される方もいる。これをインフルエンザの「重症化」という。特に基礎疾患のある方やご高齢の方では重症化する可能性が高いと考えられている。ワクチンの最も大きな効果は、この重症化を予防する効果である。

(3) 特定接種対象者の基準の考え方

(第5回社会機能分科会 資料2P2を基に作成)

- 特定接種が住民接種に先んじて実施されるものであることを踏まえれば、その対象者は、国民が十分理解可能な特措法上の公益性・公共性の観点から限定的に選定される必要がある。このため、政府行動計画に定めるべき基準については、以下のような業務基準・事業者基準及び従事者基準を設定することが適当である。

ステップI <業務基準>

： 公益性・公共性の観点から「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済

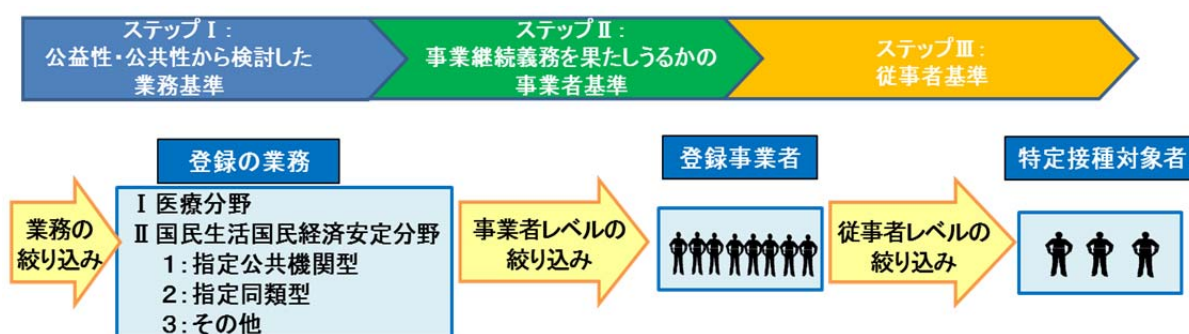
⁵ 数値は厚生科学研究班による「インフルエンザワクチンの効果に関する研究（主任研究者：神谷 齊（国立療養所三重病院）」の報告（65歳以上の健常な高齢者の数値）を引用。

の安定に寄与する業務」を行う事業者に該当する業務を選定
 ステップⅡ＜事業者基準＞

： ステップⅠで選定した業務を行う事業者について、特措法第4条第3項の義務（事業継続義務）を果たし得るか等について検討

ステップⅢ＜従事者基準＞

： ステップⅡで絞り込んだ事業者の当該業務に「従事する者」の選定基準から従事者を絞り込む



(第5回社会機能分科会 資料2P3及び第7回社会機能分科会 資料2P7～9を基に作成)

① ステップⅠ＜業務基準＞

- 医療提供体制を確保することが新型インフルエンザ等対策の基本であることを鑑みると、医療の提供の業務を特定接種の対象とすることは当然に必要である。
- 「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」については、住民接種よりも先行して実施することに対する特措法上の高い公共性・公益性の観点から業務の基準を設ける必要がある。
- 指定公共機関は、新型インフルエンザ等の発生による「国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最少化」を目的とするため、「新型インフルエンザ等に対処するための必要な措置との関連性」を有する「医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人」を指定することとなる。

指定された法人は、新型インフルエンザ等発生時における業務継続の責務を有し(特措法第3条第5項)、新型インフルエンザ等対策に係る業務計画の作

成（特措法第9条）、備蓄（特措法第10条）、政府対策本部長等による総合調整・指示（特措法第20条等）や、個別の措置の実施要請・指示（特措法第43条、第47条、第52条、第53条、第54条）に従い、国や地方公共団体と連携協力し、新型インフルエンザ等対策の万全を期す責務（法第3条第6号）を有する。

このため、指定公共機関は、国、地方公共団体と並ぶ新型インフルエンザ等対策の実施主体である点に、特措法上の高い公共性・公益性が認められる。

○ このため、指定公共機関は登録事業者に必要な特措法上の公共性・公益性を満たす核心的存在であると考えられ、ステップI〈業務基準〉は、指定公共機関を中心にその基準を設けることが適当であり、具体的には以下のとおりである。

A. 医療分野（「医療の提供の業務」に該当する「業種」）

1. 新型インフルエンザ等医療型

（基準）新型インフルエンザ等医療

2. 生命保護型

（1）重大・医療系

（基準）新型インフルエンザ等医療には従事しないが、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療

（2）介護・福祉系

（基準）サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業

具体的には、〈P〉 資料2P8

B. 国民生活・国民経済安定分野（「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に該当する「業種」）

1. 指定型

（基準）指定（地方）公共機関に指定されている法人が行う特措法が想定する措置のための業務

2. 指定同類型

（1）業務同類系

（基準）指定（地方）公共機関と同種の公益的事業を営みながらも事業規模の観点から指定されない公益的事業法人が行う特措法が想定する指定公共機関の措置のための業務

※ 新型インフルエンザ等対策の効果を一層強固なものとするためには、指定（地方）公共機関に準じて特措法が想定する

措置に該当する業務を行わせることが重要であり、登録事業者に該当するものと考えられるため。

(2) 社会インフラ系

(基準) 電気やガスと類似した国民生活及び国民経済全体に関わる基盤事業と評価できるものであり、かつ、発生時においてもその事業の安定的に継続する責務を負わせることが必要にしてやむを得ないものと同レベルの公益性を満たす業務（石油元売事業者、金融証券決済事業者）

- それ以外の業務を行う業種については、保険業、食料品製造・販売・流通業、生活必需品・衛生用品関連業、倉庫業、火葬・埋葬業、感染性廃棄物処理業が対象となると考えられる。

② ステップⅡ＜事業者基準＞

(第7回社会機能分科会 資料2P10を基に作成)

- ステップⅠで選定した業務を行う事業者について、特措法第4条第3項の努力義務（事業継続義務）を果たし得るか等についての基準を設ける必要がある。このため、「A. 医療分野」は、以下の事業者基準②を、「B. 国民生活・国民経済安定分野」は、以下の事業者基準①、②のいずれも同時に満たすことを基準とすることが適当である。
- 特定接種を迅速に進め、住民接種をできる限り早く実施するため、事業者は自らが接種体制を整えることが必要となる。このため、「B 国民生活・国民経済安定分野」の事業者基準は、産業医を選任していること⁶とする（事業者基準①）。
なお、「新型インフルエンザ等医療分野」及び「重大・緊急医療系」については、当該基準は適用しないこととするが、事業者自ら接種体制を整えることを求めることが必要である。また、「介護・福祉系」については、嘱託医に依頼するなど迅速に接種が行える体制を確保することが必要である。
- 登録事業者は、当該「業務を継続的に実施するよう努め」る義務（第4条第3項）を負うことから、新型インフルエンザ等発生時から終息までの間、継続し得る体制・計画が整っていなければならない。このため、事業者基準としてBCPの作成を義務付けることとする（事業者基準②）。

⁶ 労働安全衛生法に基づき、従業員数が50人以上の事業所に選任義務あり

- なお、特定接種は、「緊急の必要」があるときに実施するものであり、同種事業を提供し得る事業者が多数存在し、まん延時にもある程度の事業を継続していることが想定される場合は特定接種の必要は少ないと考えられる。

③ ステップⅢ<従事者基準>

- 登録事業者として登録した場合であっても、当該業務に従事する者が全て特定接種の対象となるのではなく、特措法第28条第1項第1号の「これらの業務に従事する者」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準に該当する者に限定される。特定接種が住民接種よりも先行することに鑑みれば、この厚生労働大臣が定める基準についても、登録の基となる当該業務を実施するために必要最小限の従事者に限定されなければならない。このため、ステップⅡで絞り込んだ事業者の当該業務に「従事する者」についての基準を設けることが適当であり、具体的には以下のとおりである。

<P> 資料2P11～

(4) 発生時の特定接種実施の基本的考え方と登録のあり方

(第6回社会機能分科会 資料2P11を基に作成)

- 特定接種の範囲の考え方については、平時に整理して準備しておくことが重要であり、発生時の特定接種の範囲については、これらに基づきあらかじめ登録された事業者・従事者について実施することが基本である。

ただし、生命保護と直接関係する医療分野を除くあらかじめ登録された事業者・従事者については、例外的であるが、病原性が高く出る層、ワクチンの出荷時期、感染拡大の状況、社会混乱の様相など、具体的状況に応じて、これらの者の中から実際に特定接種を実施する者を絞り込んで決定せざるを得ない場合等もあり得る。

国民の生命・健康を保護し、国民生活・経済への影響を最小にすることが特措法の目的であり、発生時において、具体的状況も踏まえ、特措法の目的に照らして政策判断を行い最終的決定することが適切である。

- このため、登録制度は、登録により、登録事業者に特定接種の実施を請求する権利は発生しない仕組みとすべきであり、登録実施要領において登録により登録事業者に接種実施の請求権が発生しないことなどの具体的な地位や登録事業者に対する事業継続の努力義務等を明示することが必要である。

- さらに、以下のような事項についても、登録実施要領に明示することが必要である。
 - ・ 事業者から登録申請がなされた際、行政から申請内容の確認等のため、関係事業者に対し必要なデータの提出を求めた場合、当該データ等の提出がなされない場合には申請は受理されない（登録ができない）。
 - ・ 事実と異なる申請をして登録された事業者については、登録が抹消する。悪質な場合には事業者名が公表する。
 - ・ 登録申請に当たっては、事業継続計画の提出を求める。

(5) 登録事業者の責務の担保措置

(第6回社会機能分科会 資料2P12を基に作成)

- 登録事業者として登録した事業者は、「業務を継続的に実施するよう努める義務（第4条第3項）を負うこと、住民への接種よりも先に接種することから、いわゆる「打ち逃げ」防止等のため、特措法上の公共性・公益性と登録事業者の利益の程度に応じた地位義務を明確にする必要がある。

- このため、例えば、以下のような措置が必要である。
 - ・ 登録事業者として登録した事業者については、その事業者名を登録完了時に公表する。
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時に、登録事業者にワクチンを接種した場合には、以下の事項を届出又は公表する。
 - <届出> 接種した事業者名、事業者ごとの接種人数、接種した個人名
事業者ごとの接種人数のうち実際に勤務した人数
 - <公表> 接種した事業者名、事業者ごとの接種人数

(6) 公務員の特定接種対象者について

- 公務員の特定接種対象者についても、民間事業者である登録事業者における対象者の考え方を踏まえ検討を進めていく必要がある。